

## 令和8年度ひたちなか地区留保地利用計画改訂業務仕様書

### 1 委託業務名

令和8年度ひたちなか地区留保地利用計画改訂業務

### 2 委託業務の目的

「ひたちなか地区留保地利用計画（平成18年度策定、平成28年度改訂）」（以下、「計画」という。）が、インフラストラクチャーの整備状況や地区の育成実績、社会経済動向の変化等を踏まえ、概ね10年後に見直しを行うこととされているため、学識経験者、地元進出企業等を交えた会議を開催し計画の見直しの方向性を検討した上で、当該検討結果を踏まえた計画の改訂業務を行う。

### 3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 委託業務の内容

委託業務の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 座談会の運営

ア 構成員16人程度（※人選については県が行う。）

(ア) 学識経験者（1人）、地域振興、地元進出企業等（10人）

(イ) 国（2人）、茨城県（1人）、ひたちなか市（1人）、東海村（1人）

イ 開催数 1回

ウ 運営に必要な業務

(ア) 会議資料の作成、配布、説明等

(イ) 会議録の作成

(ウ) その他座談会運営に必要な庶務

#### (2) 検討会議の運営

ア 構成員24人程度（※人選は県において行う。）

(ア) 学識経験者（2人）、地域振興、地元進出企業等（13人）

(イ) 国（2人）、茨城県（5人）、ひたちなか市（1人）、東海村（1人）

イ 開催数 2回

ウ 運営に必要な業務

(ア) 会議資料の作成、配布、説明等

(イ) 会議録の作成

(ウ) その他検討会議運営に必要な庶務

#### (3) 計画の改訂案の作成

(4) 改訂版計画の作成・印刷（※改訂版の確定は県が「ひたちなか地区開発推進協議会」を開催し行う。）

A4判、50部

## 5 想定スケジュール

- 4月～5月 座談会準備
- 6月～7月 座談会開催（1回）・検討会議準備
- 8月～11月 検討会議開催（2回）
- 11月～1月 計画の改訂案の作成
- 1月～2月 改訂版計画の確定（ひたちなか地区開発整備推進協議会）
- 3月 改訂版計画の印刷

## 6 委託業務完了時に提出する成果品

- (1) 報告書 2部
- (2) 報告書その他当該業務に関する電子データ一式

## 7 納品期限

- (1) 納品期限 令和9年3月31日
- (2) 納品場所 茨城県政策企画部地域振興課

## 8 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 委託料には、本業務の実施に係る一切の経費、消費税及び地方消費税が含まれるものとする。
- (2) 本業務に関する打合せを必要に応じて随時行うものとする。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受託者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うものとする。
- (5) 成果品の所有権、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び利用権は、全て県に帰属するものとする。ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うものとする。

## 9 その他

- (1) 本仕様書に記載されている内容、または本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定するものとする。
- (2) 本仕様書は、県と受託者が協議のうえ、必要に応じて改正することができる。
- (3) 月に1回程度、事業の実施状況を県に報告すること。